

鳴門教育大学教員教育国際協力センター研究紀要「国際教育協力研究」 投稿要領

平成25年4月10日センター会議決定

改正 平成28年5月20日

改正 平成31年1月24日

改正 令和元年5月17日

改正 令和2年4月24日

改正 令和4年5月30日

改正 令和5年4月7日

(原稿の種類)

第1 鳴門教育大学教員教育国際協力センター(以下センターという。)発行の研究紀要「鳴門教育大学国際教育協力研究」(以下「紀要」という。)に投稿できる原稿の種類及び査読の有無は、国際教育協力に関する次の各号に掲げる研究論文等とし、いずれも未公刊のものとする。ただし、学会等での口頭発表はこの限りではない。

- (1) 研究論文 (査読あり)
- (2) 研究ノート (査読なし、ただし、書式チェックあり)
- (3) 活動報告 (査読なし)
- (4) 書評 (査読なし)

(投稿できる者)

第2 研究論文を投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学教員(客員研究員、附属学校・園の教員を含む)
- (2) センター学外共同研究員
- (3) 前1号あるいは2号に該当する者との共同執筆者
- (4) センター教員によって構成される紀要編集委員会が特に認めた者

第3 研究ノート及び活動報告を投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学教員(客員研究員、附属学校・園の教員を含む)
- (2) センター学外共同研究員
- (3) 前1号あるいは2号に該当する者との共同執筆者
- (4) 本学の大学院生
- (5) 本学の大学院修了生
- (6) センター教員によって構成される紀要編集委員会が特に認めた者

第4 書評を投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学教員(客員研究員、附属学校・園の教員を含む)
- (2) センター学外共同研究員
- (3) センター教員によって構成される紀要編集委員会が特に認めた者

(原稿の編数等)

第5 投稿できる原稿の編数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究論文については、共同執筆を含め原則として当該号につき2編以内とする。ただし、編集上の都合により1編に制限されることがある。
- (2) センター教員については、センターの研究成果を公刊する場合に限り、さらに研究論文1編を投稿することができる。
- (3) 投稿原稿は、その種類にかかわらず原則として1編につき刷り上がり10頁以内とする。ただし、編集委員会が特に認めた場合はその限りではない。

(原稿の作成要領)

第6 投稿する原稿は、次の各号にしたがって作成するものとする。

- (1) 原稿はA4版横書きとする。
- (2) 英語以外の外国語で原稿の執筆を希望する場合は、事前に編集委員会の許可を得ること。
- (3) 所属については原則所属組織の名称のみで、学部名やコース名等は不要とする。
- (4) 原稿(研究論文・研究ノート)には、題名・著者名(日本語及び外国語)、約400字(日本語)、又は約150単語(外国語)の要約、3から5個のキーワード(日本語又は外国語)を記載する。
- (5) 前項に規定する刷り上がり頁数には、題名・著者名、要約、キーワード、図表注釈、参考文献リスト等をすべて含む。なお、刷り上がり1頁の分量は、MS Wordの字数換算で1600字(本文縦40行×横40字、10.5ポイント)とし、10頁以内(表題、筆者名・所属、図表、参考文献を含む)とする。
- (6) 図(写真を含む)表は必要最小限の枚数及び大きさとする。図表は論文内でそれぞれ通し番号を使用する。また、図表は原稿本文に希望する状態で埋め込むとともに、高解像度のものを一点ずつ手元で保存しておき、入稿時に編集委員会より求められた場合にはすぐに提出できるよう準備しておく。
- (7) 脚注は本文中の該当箇所の右肩に、「¹」のように番号を付し、該当ページ下部に通し番号順に記載する。
- (8) 論文内で文献に言及する場合は、APAスタイルを原則とし、著者名(発表年)または文末に(著者名、発表年)、著者が3名以上の場合は(筆頭著者ら、発表年)と記入する。また、使用した文献は本文最末尾に参考文献と表示して一括記載する。一括記載の順序は外国語文献(著者の名字のアルファベット順)を記載の後に日本語文献(著者の名字の五十音順)とする。複数の文献を文末に記載する場合はAPAスタイルに従い、筆者の名前順(あいうえお順、もしくはアルファベット順)とする。

(例) ~~~のような研究がある(井上ら、2010; 森山、2005; 渡辺・上田、1998)。

- (9) 引用及び参考文献の表示は、原則としてAPAスタイル(一部APAスタイルとは違う部分もあります)を使用し、次のとおりとする。

イ 論文等の場合：著者名(発行年). 論文名. 雑誌名, 巻号, 頁. (あればdoiを付記)とする。

(例) 鳴門太郎(1997). 「小学校教師の○○○カリキュラムに関する認識について」. 『日本○○教育学会誌』, 巻(号), pp.358-366. <https://doi.org/10.XXXX/XXXXXXX>

ロ 書籍の中の章等の場合：著者名(発行年). 「題目(章のタイトル等)」. 編者名, 『書名(頁)』. 出版社.とする。

(例) 坂東三郎(2004). 「○○式学習法の実践方法」. 鳴門太郎・徳島二郎(編),

『「○○式学習法」入門 (pp.18-47)』. ○○図書.

ハ 著書（一冊全体）の場合：著者名（発行年）. 『書名』. 出版社.とする。

（例）鳴門太郎（2005）. 『○○教育の理論と展開』. ○○図書.

ニ 論文（英語）の場合：author(s) (published year). Title of Article. *Name of*

Published Journal, Volume(Number), page(s). doi address (if available)

（例）Norberg, A., Cohen, K. & Zhou, X. (2014). Components of International Educational Cooperation. *Journal of International Education*, Vol.15(2), pp.50-57. <https://doi.org/10.XXXX/XXXXXXXX>

ホ 書籍の中の章等（英語）の場合：author(s) (published year). Title of Chapter. In

‘name of editor(s)’ (Ed(s).), *Title of Book* (pages). publisher.

（例）Erikson, J.B. (2007). Improving Teaching Materials. In H. Brown & W. Apple (Eds), *Improving Education* (pp.34-55). Tokushima Pub. Ltd.

へ 著書（英語）の場合：author(s) (published year). *Title of Book*, publisher.

（例）Jansen, A.C. (2007). *Improving Lectures by Lesson Study*. Naruto

Publisher.

(10) 執筆投稿者の校正は、初校までを原則とする。校正は朱筆で行い、誤植、誤字及び欠字の修正にとどめ、原文の加筆及び変更は原則として認めない（大幅な変更が必要な場合は編集委員に相談し、許可を得た上で変更を加えることとする）。

（投稿の締め切り等）

第7 投稿の募集公示及び投稿の締め切り等は、次の各号により行う。

(1) 投稿の募集公示は5月31日までに行う。

(2) 研究論文の投稿希望者は、題名の届け出を6月30日までに行うものとし、投稿締め切りは8月31日とする。

(3) 研究論文については、編集委員長が依頼する教員又は学外有識者2名による査読の上、採否を決定する。査読結果を受けて、編集委員長は著者に原稿修正を求める場合がある。

(4) 研究ノート及び活動報告の投稿希望者は、題名の届け出を9月30日までに行うものとし、投稿締め切りは10月31日とする。

(5) 投稿の際には、研究論文、研究ノート、活動報告又は書評の種類を明記するものとする。

(6) 査読原稿の校正の提出期限については、その都度公示又は通知する。

(7) 校正は、校正刷りが執筆者の手元に回送された後、原則として7日以内に完了し、返却するものとする。

（別刷の経費）

第8 別刷の経費は、執筆投稿者の負担とする。別刷が必要な場合は原稿提出時に必要部

数を編集委員長へ連絡する。

(原稿の提出先)

第9 投稿原稿は、原則として電子メールにより、編集委員長が指定するアドレスに提出する。ただし、画像ファイル等があり、合計容量が20MBを超えるようであれば、メディア(CD, DVD, USB等)にファイルを保存し、編集委員長の指定する提出先へ直接提出する、もしくは、鳴門教育大学教員教育国際協力センター内「鳴門教育大学国際教育協力研究編集事務局」(〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島七四八番地)まで送付する。

2 大学院生・大学院修了生の場合は直接提出するのではなく、必ず指導教員もしくは本学の教員を通して提出する。大学院生・大学院修了生の原稿を提出する教員は、その原稿に教員の名前が共著として書かれていない場合であっても、大学院生・大学院修了生の原稿の内容と書式に責任を負うものとする。

(著作権)

第10 センター紀要に掲載した記事の著作権は、原則としてすべて本学に帰属する。また、著作者自身が自己の著作物を利用する場合には、センターの許諾を必要としない。

附 則

この要領は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。